

# 市街地再開発事業予定地内で土地のみを 有償譲渡する場合には届出が必要となります

広島市では、令和8年3月6日付で「広島八丁堀3番7番地区第一種市街地再開発事業」を都市計画決定しました。これに伴い、都市計画法第57条第1項の規定による土地の先買い等に関する公告を行いました。この公告による事業予定地内で土地を有償譲渡する場合の制限の内容については、次のとおりです。

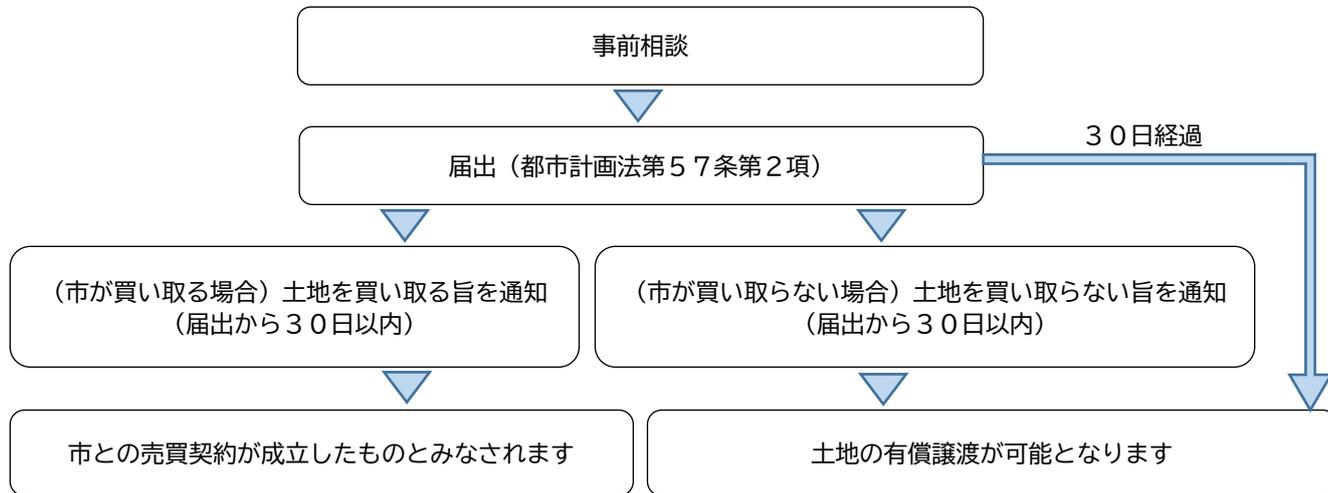
## 1 制限の内容

- ① 広島八丁堀3番7番地区第一種市街地再開発事業の施行区域内で土地のみを有償で譲渡する場合、広島市長に届出が必要となります。（都市計画法第57条第2項）
- ② 届出後30日以内に広島市長が土地を買い取る旨の通知をしたときは、市がその土地を買い取るようになります。（都市計画法第57条第3項）
- ③ 届出後30日間または広島市長から買い取らない旨の通知があるまでは、その土地を譲渡することができません。（都市計画法第57条第4項）

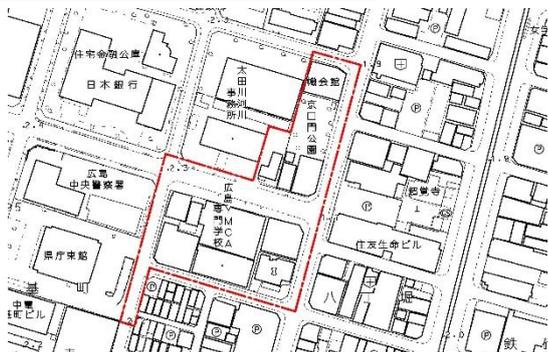
## 2 届出の対象となる有償譲渡

有償譲渡の対象	届出の要・不要
土地のみを有償で譲渡する場合	必要
土地+建物を有償で譲渡する場合 建物のみを有償で譲渡する場合 (建物には工作物を含む)	不要

## 3 手続きの流れ



## 4 届出が必要な区域 (赤枠内)



(届出先)  
広島市都市整備局都市機能調整部  
市街地再開発担当 (市役所本庁舎 6階)  
TEL: 082-504-2322 (直通)